

みんなで  
つくる

# 公共施設へのアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン

練馬区

平成30(2018)年 8 月



みんなで  
つくる

# 公共施設へのアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン

## 【目次】

<b>1章</b>	<b>はじめに</b>	…… 1
<b>2章</b>	<b>ガイドラインの目的</b>	
2-1	ガイドラインの目的	…… 5
2-2	ガイドラインの対象と活用	…… 5
<b>3章</b>	<b>アクセスルートのユニバーサルデザインの基本的な考え方</b>	
3-1	基本的な考え方	…… 7
3-2	取組の方針	…… 8
<b>4章</b>	<b>推奨基準と対応策</b>	
4-1	推奨基準	…… 10
4-2	推奨基準の対応策の例	…… 14
<b>5章</b>	<b>区と区民との協働による取組</b>	
5-1	区取組	…… 33
5-2	区民等との協働	…… 34



# 1章 はじめに

## (1) 外出環境に対する区民意識の現状と課題

平成18年の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、平成22年の練馬区福祉のまちづくり推進条例の制定等により、新たに整備される建築物、公共交通施設、道路、公園などのバリアフリー整備は着実に進んでいます。

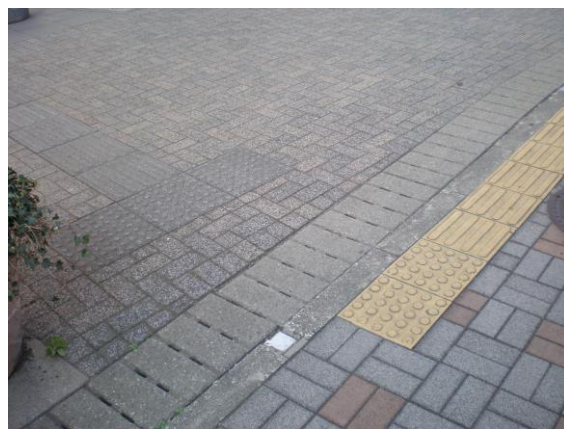
しかし、利用者である高齢者、障害者、乳幼児連れなどの外出環境に対する満足度は、必ずしも整備の進展と一致していません。

原因のひとつに、それぞれの整備者や管理者が個別に整備を進めているために、バリアフリー整備の不連続が生じていることがあります。施設と施設をつなぐという観点が不足しているために、管理境界の段差や動線のズレが生じてスムーズに移動ができないことや、案内標示がバリアフリー化された経路とは反対方向を示しているといったことが起きています。

多くの区民が「出かけやすい」と実感できるまちを実現するためには、区民の外出行動に沿って必要な整備等の連続性を高めていくことが必要です。



例) 民地と歩道の境界部に段差があり、連続性がない



例) 視覚障害者用誘導ブロックが道路と建物敷地の管理境界でつながっていない



例) 民地（公開空地）と歩道の境界部に段差がなく、スムーズに移動できる



例) 駅から施設まで視覚障害者用誘導ブロックが連続的に敷設されている

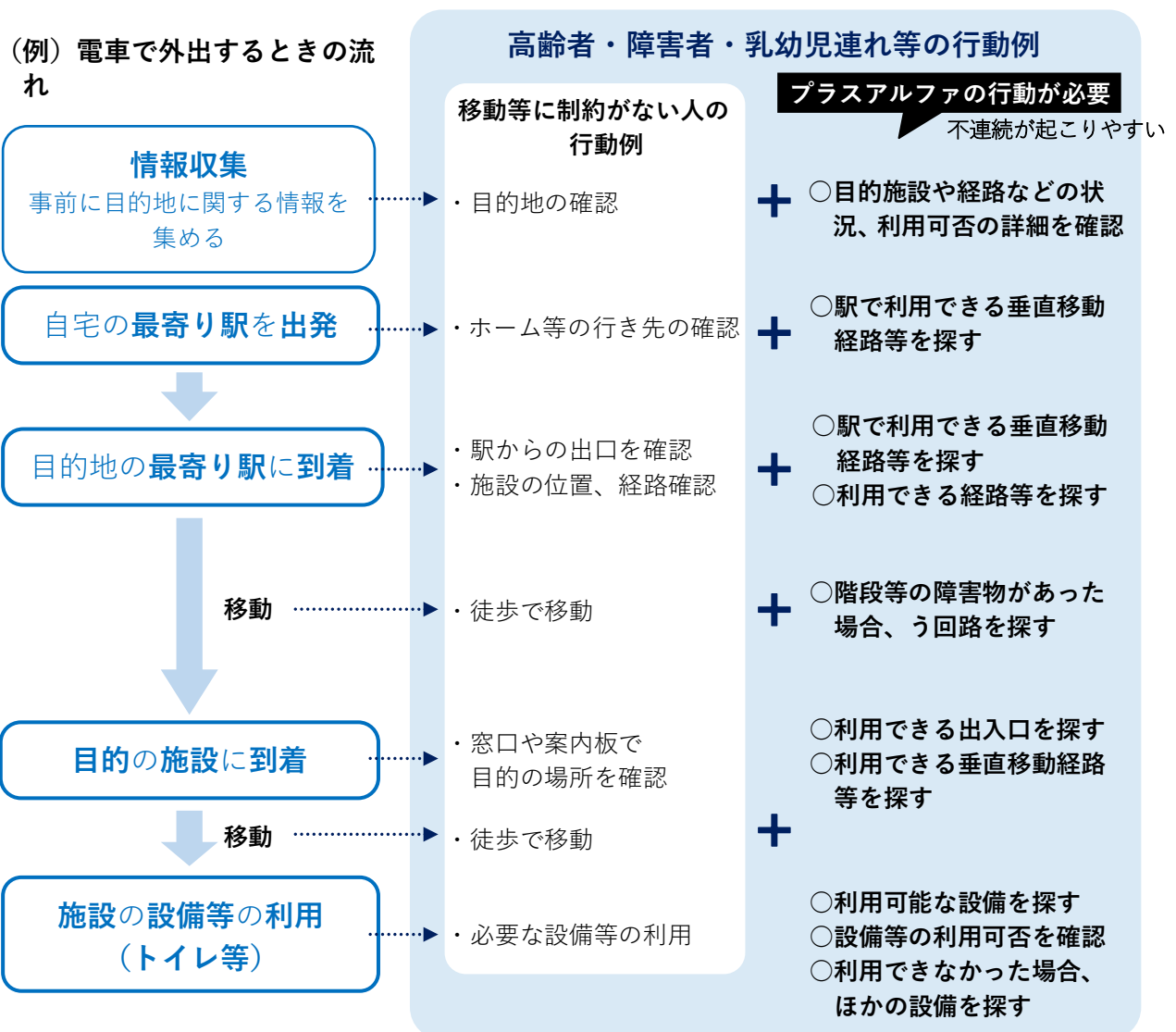
## (2) 利用者の立場から「不連続」を解消することの必要性

バリアフリーは個々の整備だけでは完結しません。例えば、駅を降りてから目的地に到着するまでの間、1か所でも障害物があれば、他の部分がすべてバリアフリー化されていても目的地にたどり着けない場合があります。

また、段差などの物理的な障害物だけでなく、エレベーターや利用しやすいトイレが簡単に見つからないこと、長い距離を歩く途中に休憩場所がないことなども、利用者には「移動しにくさ／利用しにくさ」と感じられています。

しかし、これらの整備に携わる主体は多岐にわたり、異なる事業主体、整備時期、整備基準で別々に進められます。このため、利用者が感じる「つながりの悪さ」を、つくり手側が認識しにくい構造があります。

このようなギャップを埋めるためにも、外出環境の連続性を高めるために必要なことを利用者の立場から総合的に見直し、関係者間の連携を強化していくことが重要です。



### (3) 出かけたくなるまちを目指して

#### ～アクセスルートのユニバーサルデザインの推進～

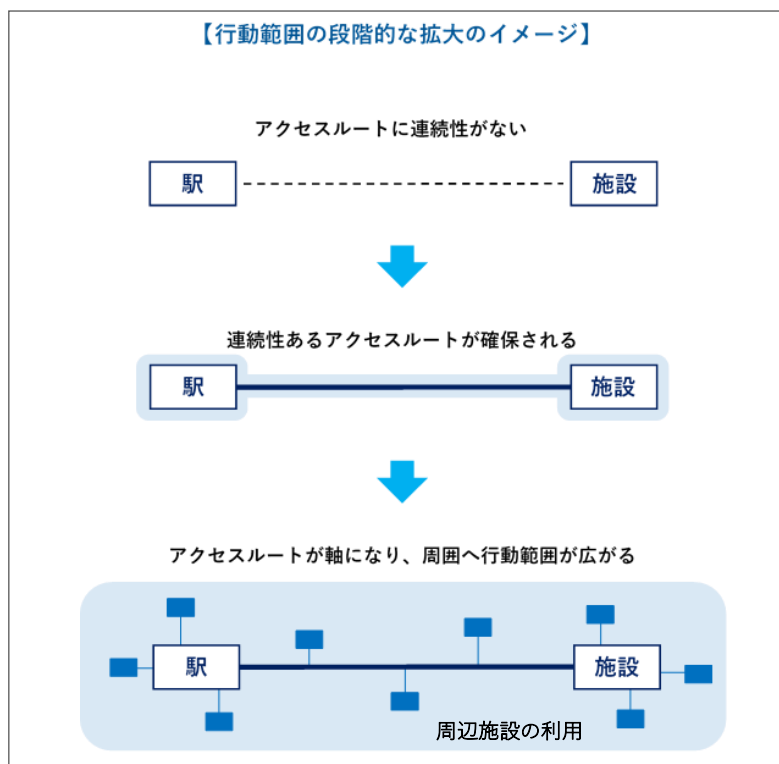
練馬区は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心、快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を目指しています。

そのためには、日常的に「外出しにくさ」を感じている高齢者、障害者、乳幼児連れなどの行動範囲を拡げる環境整備が不可欠です。その第一歩として、区内の公共施設と最寄り駅とを結ぶ経路（アクセスルート※）について、ユニバーサルデザインの視点で連続性の向上に取り組めます。

施設間の連続性を高めることから、安心して行動できるエリアを段階的に拡大し、将来的に面的なまちづくりへと波及することを目指していきます。

#### ※アクセスルートとは

公共施設を利用する区民や来街者が、駅を降りてから施設で目的を達成するまでの経路。具体的には、駅の有人改札口等から公共施設内の案内所や窓口等までの移動経路のことをいう。







## 2章 ガイドラインの目的

### 2-1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、すべての人が安心、快適、自由に外出できる環境向上のため、配慮すべき事項を具体的に示す手引書です。アクセスルートのユニバーサルデザインに関する基本的な考え方、取組の方針等を定めています。

### 2-2 ガイドラインの対象と活用

#### (1) ガイドラインの対象

**[アクセスルートの目的施設]** 不特定多数かつ相当数の高齢者、障害者、乳幼児連れの利用が見込まれる主要な公共施設（区立施設等）

**[対象の整備・取組]**

- ・ 建築物、公共交通施設、道路、公園にかかる整備、維持管理
- ・ 情報提供や案内等のソフトの取組

#### (2) ガイドラインの活用

関係者がアクセスルートの連続性向上に必要な事項についての理解を深め、互いに連携・調整し整備等を進める際に活用することを想定しています。

- ▶ 建築物、公共交通施設、道路、公園などの整備者や管理者が、アクセスルートの連続性を高めるための対応策の検討を行う場面
- ▶ 施設管理者等が、日常的な点検や修繕、維持管理の際に連続性向上に取り組む場面
- ▶ 新たに主要な公共施設を整備する等の際に、関係者が周辺環境の調査等を行い、適切なアクセスルートの設定等を検討する場面

また、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの参考資料として、区民、事業者、関係機関が幅広く活用できるよう周知等を行います。

### (3) ガイドラインを活用した連続性確保の手順例

#### ●連続性の確保が必要な区間の抽出

- 1 主要公共施設とその最寄り駅を抽出
- 2 駅の有人改札口等から当該公共施設内の案内所等までの経路のうち、通常高齢者、障害者、乳幼児連れが徒歩で移動するルート抽出
- 3 一般的な歩行者の動線を踏まえ、垂直移動が少なくわかりやすいルートを1経路以上抽出（歩行者の行動特性、安全性、利便性、回遊性を考慮）

#### ●抽出区間の整備等方針の作成

- 1 推奨基準一覧（11頁、13頁）の点検項目を用いて抽出経路の点検
  - 2 点検結果を踏まえ、現状と課題を整理
  - 3 改善等の方針、改善計画（または維持管理計画）の作成
- ※上記は関係する施設の管理者間で連携・調整を行い実施

#### ●連続性を向上させる整備・取組の実施

- 1 改善方針等に基づき継続的・段階的なバリアフリー整備や取組の実施
- 2 道路と建築物等との管理境界での連続性向上の調整（周辺地域を含む）

## 参 考      ガイドラインの検討経過

本ガイドラインは、平成29年度に区民参加のワークショップや庁内関係部署との検討成果をもとにまとめました。



# 3章 アクセスルートのユニバーサルデザインの基本的な考え方

## 3-1 基本的な考え方

---

### ①多様な関係者との連携

区、区民、地域団体、民間事業者、関係機関など、様々な主体が連携し、アクセスルートの連続性向上の取組を進める体制づくりを目指します。

### ②多様なニーズへの対応

高齢者、障害者、乳幼児連れ、一時的なけが人など、アクセスルートの利用者は多様です。知的障害者や認知症の方とその家族なども様々な「移動しにくさ／利用しにくさ」を感じています。一方、社会経済状況や技術の変化によってニーズへの対応も変化を続けています。多様なニーズに応えていくために、利用者の意見を参考に、複数の手法を組合せるなどの柔軟な対応を取り入れていきます。

### ③ハードとソフトとの一体的な取組の推進

施設整備（ハード面）だけでなく、バリアフリー情報の提供や路上障害物の除去、また、広く区民に理解と協力を求める「心のバリアフリー」の教育や広報などのソフト面の取組を一体的に推進します。

### ④継続的・段階的な改善

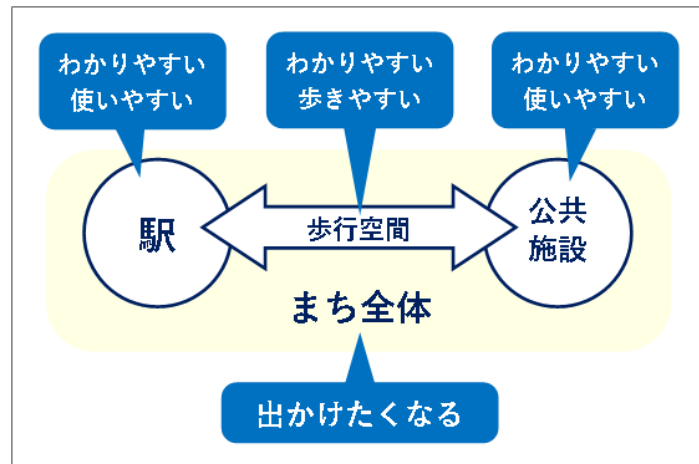
設計、施工から維持管理まで、継続的に一貫した取組を進めるために、本ガイドラインでは望ましい整備や取組の推奨基準を定めます。また、既存施設の日常的な点検や更新の機会を捉え、できるところから段階的な改善を進めます。

### ⑤点から線へ、線から面へ。ネットワークの形成

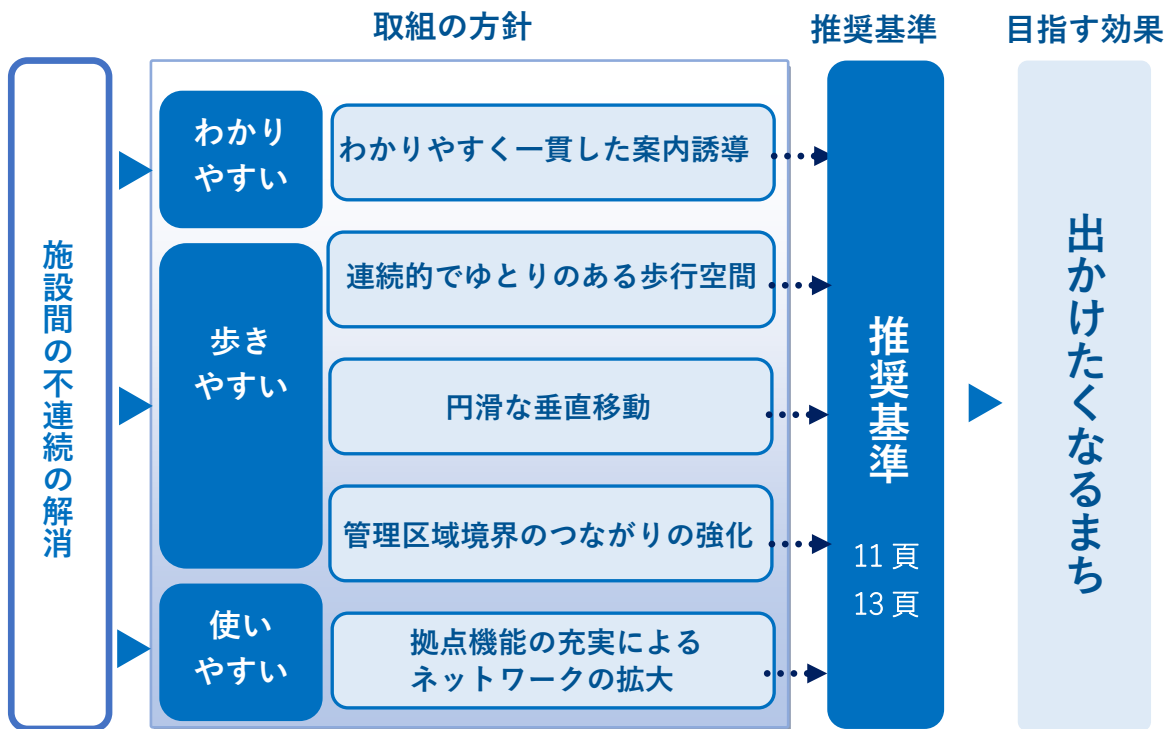
アクセスルートの連続性向上の取組を通じて、バリアフリー化を点から線へつなぎます。更に、ユニバーサルデザインの考え方をまち全体に広げ、将来的には面的なまちづくりに波及することを目指します。

## 3-2 取組の方針

練馬区福祉のまちづくり推進条例では、ユニバーサルデザインの考え方に基  
づき5つの観点から施設の配慮指針を示しています。本ガイドラインでは、こ  
の配慮指針を参考に、アクセスルートに求められる機能を「わかりやすい」「歩  
きやすい」「使いやすい」の3つの視点で整理しました。



この3つの視点に沿って、5つの取組方針を示します。



## ■わかりやすい

### ①わかりやすく一貫した案内誘導

だれもが迷わずに目的地に到着できるだけでなく、必要な設備を円滑に利用するため、事前の情報提供から標識等による誘導まで、一貫した案内誘導ができる環境を整えます。

## ■歩きやすい

### ②連続的でゆとりのある歩行空間

屋内外にかかわらず、だれもが安全で円滑に通行できるゆとりのある移動環境を整えます。道路だけではなく、沿道の公開空地や広場、壁面後退部分などのオープンスペースも有効に活用することで、車いすやベビーカー同士がすれ違い、親子が手をつないで歩ける幅員の確保に努めます。

### ③円滑な垂直移動

アクセスルートは見通しが良くわかりやすいものであるべきですが、周辺施設との高低差や安全のために設置したスロープやペDESTリアンデッキなどがあるために動線が複雑になることがあります。通行の支障となる段差等を解消するとともに、エレベーターやスロープは利用しやすい配置とし、明解な移動動線を確保します。

### ④管理区域境界のつながりを強化

管理区分や施工区分が異なることによって、建築物と道路との接続部などでバリアフリー整備の不整合・不連続が生じることがあります。異なる事業主体間の調整を行いやすくし、管理区域境界のつながりを強化します。

## ■使いやすい

### ⑤拠点機能の充実によるネットワークの拡大

だれもが立ち寄れる公共施設には、ひと休みをしたり、道順を尋ねたりといった外出行動を支える「拠点」としての機能があります。特に、円滑に使用できるトイレと休憩設備は、高齢者、障害者、乳幼児連れの行動範囲を広げるために不可欠です。より多くの人々が安心して外出ができる環境整備のため、多様なニーズに対応する拠点としての機能の充実が必要です。

## 4章 推奨基準と対応策

### 4-1 推奨基準

---

#### (1) 推奨基準の一覧 (11・13頁)

本項では、アクセスルートの連続性向上のため推奨基準を示します。

5つの取組方針に沿って必要な機能、点検項目、推奨基準を整理しています。  
一覧表の★印については、連続性向上の点で特に大切な事項です。

#### (2) 推奨基準の解説と対応策の紹介 (14頁～)

主な推奨基準の趣旨や内容について解説するとともに、具体的な対応策や事例、代替策等を紹介しています。

なお、個々の施設整備にあたっては、建築物、公共交通施設、道路、公園にかかるバリアフリー法の移動等円滑化基準および国土交通省、東京都、練馬区が定めるガイドライン（マニュアル）に準拠してください。

## ●推奨基準の一覧

<b>アクセスルートとは</b>	公共施設を利用する区民や来街者が、駅を降りてから施設で目的を達成するまでの経路	<b>推奨基準の対象範囲</b>	●不特定多数かつ相当数の高齢者、障害者、乳幼児連れの利用が見込まれる主要な公共施設（指定公共施設）とその最寄り駅との間の高齢者、障害者、乳幼児連れが通常徒歩で移動する経路のうち、駅の有人改札口等から当該公共施設内の案内所または不特定かつ多数の者が利用する窓口、会議室その他利用居室までの移動経路。 ●このうち、1以上について高齢者、障害者、乳幼児連れ（以下、「高齢者、障害者等」という。）が円滑に利用できる構造の設備等を連続的に配置し、高齢、障害者等が連続的かつ円滑に移動および利用できるものとする。
------------------	---	------------------	---

## わかりやすい わかりやすく一貫した案内誘導を行う。

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
<b>事前に移動経路やバリアフリー設備の内容について情報入手できる</b>	<input type="checkbox"/> 施設のパンフレットやホームページには、交通機関から施設までのアクセスルート、設備が示されている。	★	[1] 指定公共施設のパンフレットおよびホームページ等には、当該施設までのアクセスルート、出入口および案内所の位置、トイレ等設備の内容を明示するなど、高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために必要となる情報（バリアフリー情報）を提供する。 [2] 上記以外の施設管理者、道路管理者、公園管理者は、これらが管理する施設等のバリアフリー情報（バリアフリー設備や経路等）について収集、整理し、ホームページや案内板その他の設備等を用いてこれを提供する。	
<b>目的地まで、わかりやすく一貫した案内誘導があり迷わない</b>	<input type="checkbox"/> 要所に、施設の位置、方向を誘導する案内標識等がある。	★	[3] 駅前広場、鉄道駅の出入口、交差点等の分岐点、指定公共施設の出入口等、動線に沿った適所には、つぎの内容を示す案内標識、地図等を高齢者、障害者等に見やすい位置に掲出する。 ア アクセスルート イ 指定公共施設または最寄り駅の位置、方向、距離等 ウ アクセスルート上のエレベーター、傾斜路の位置、方向、距離等 [4] 相互に隣接する鉄道駅等公共交通施設、道路、公共施設間においては、情報内容およびデザインを統一し、案内標識等がとぎれないよう配置することが望ましい。 [5] アクセスルート上にエレベーター、傾斜路等を設ける場合は、当該設備の昇降口およびその昇降口近傍（概ね10m程度）であって当該設備が確認しにくい地点から視認できる場所に案内標識等を設ける。また、アクセスルートではない出入口や階段の付近には、エレベーター、傾斜路等の位置を示す案内図等を掲出する。 [6] 指定公共施設の施設名板、出入口表示等は、高齢者、障害者等が遠方から容易に視認できる位置および表記とする。 [7] アクセスルート上の指定公共施設の出入口には、誘導鈴または音声案内装置を設ける。	
<input type="checkbox"/> 施設内の案内所等の位置、方向を誘導する案内板がある。	<input type="checkbox"/> 案内標識等は、大きく、わかりやすい。	★	[8] 指定公共施設の出入口近傍に、当該施設の案内所、エレベーターその他昇降機、トイレ等設備、ベンチ等の位置および経路等を示す案内板その他の設備を設ける。 [9] 指定公共施設の出入口近傍に、当該施設の案内所、エレベーターその他昇降機、トイレ等設備、ベンチ等の位置および経路等を点字その他の方法で視覚障害者に示すための設備を設ける。	
<input type="checkbox"/> 案内標識等は、大きく、わかりやすい。	<input type="checkbox"/> 駅から施設の案内所まで、視覚障害者誘導用ブロックが連続している。	★	[10] 案内標識等の表記内容は、高齢者、障害者等が容易に読み取れるよう大きくわかりやすい文字の大きさ、色調および明度とし、道路標識設置基準および JISZ8210 に適合する図記号を用いる。高齢者、障害者等の通行の支障とならない位置、車いす使用者、子どもに見やすい高さに設ける。 [11] 視覚障害者誘導用ブロックは連続して敷設し、同寸法、同素材等仕様（JIS：T9251、黄色を原則とする）を統一する。管理境界をまたがる部分も同様とする。	
<input type="checkbox"/> 駅から施設の案内所まで、視覚障害者誘導用ブロックが連続している。	<input type="checkbox"/> 駅改札等から公共施設の案内所まで（連続的敷設） イ 歩道等の横断歩道接続部、傾斜路や段の上端など注意喚起が必要な箇所 ウ 立体横断施設の昇降口、バス停留所	★	[12] 視覚障害者の安全な移動のために必要と認められる場合、つぎのうち必要な箇所には視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ア 駅改札等から公共施設の案内所まで（連続的敷設） イ 歩道等の横断歩道接続部、傾斜路や段の上端など注意喚起が必要な箇所 ウ 立体横断施設の昇降口、バス停留所 [13] 指定公共施設の案内所から高齢者、視覚障害者等の利用頻度が高い窓口等まで、視覚障害者誘導用ブロック、床の色分けサインや床仕上げ等により動線の誘導をすることが望ましい。	
<b>移動経路を見つけやすく、覚えやすい</b>	<input type="checkbox"/> 特徴的な目標物など、現在位置や方向の手がかりとなるものがある。		[14] 主要な交差点では、街角広場やシンボルとなる樹木等の植栽など、街角を印象づけるものとする。また、シンボル施設や植栽等に香りや手触り、音など様々な感覚に訴える工夫を取り入れ、車いす使用者や視覚障害者が安全に近づける位置や構造に配慮する。	
<b>道を探ねやすい</b>	<input type="checkbox"/> 駅員や施設スタッフの適切な案内が得られる。		[15] 有人改札口および指定公共施設の案内所には、高齢者、障害者等とのコミュニケーションに必要な機器を備え、係員を適切に配置し、誘導その他の支援を行う。	

## 歩きやすい 屋内外にかかわらず、連続的でゆとりのある歩行空間の確保、円滑な垂直移動、管理境界の円滑化に配慮する。

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
<b>歩行者同士がゆとりをもって安全にすれ違える</b>	<input type="checkbox"/> 車いす、ベビーカー同士のすれ違いや、親子が手をつないで並んで歩ける十分な幅員がある。 <input type="checkbox"/> 視覚障害者が安全に移動できる十分な幅員がある。 <input type="checkbox"/> 通行を妨げる障害物や放置自転車等がない。	★	[1] 歩行空間の有効幅員は2m以上とし、道路上においては歩道を設けることを原則とする。歩道がない道路においては、防護さく、車止め等の設置、カラー舗装による歩行空間の明示、通過する車の速度の抑制、すれ違い箇所の設置、壁面後退、公開空地の活用など、歩行者の安全性向上のために必要な措置を行う。 [2] 視覚障害者誘導用ブロックは両側には、有効幅員60cm以上、上部に高さ2.5m以上の移動空間を確保する。階段、傾斜路等の下面と歩道等の路面との間が2.5m以下の部分への侵入を防ぐ必要がある場合は、さく等を設ける。 [3] 障害物や放置自転車等により歩行空間の有効幅員が狭められないよう、道路および壁面後退等による空間の適正な使用について沿道への普及啓発等に努める。 [4] 歩行者と自転車の安全を確保するため、自転車走行空間の確保に努める。また、自転車利用に関するルールの周知とマナー向上に必要な措置を行う。 [5] 排水溝、ます、縁石、植樹ます、車止め、標識柱、街灯柱、掲示板などは、高齢者、障害者等の通行に支障とならない構造とする。	
<b>高低差や上下移動のある場所で負担なく円滑に移動できる</b>	<input type="checkbox"/> 通行の支障となる段差や急こう配の傾斜がない。 <input type="checkbox"/> わかりやすく、使いやすい位置にエレベーターやスロープがある。	★	[6] 通行動線には段差を設けず、舗装および床仕上げは平たんかつ滑りにくいものとする。ただし、車いす使用者の利便と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、横断歩道および直接車道等と接続する部分の縁端は車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とする。 [7] 通行動線上の縦断こう配は5%以下、横断こう配は2%以下とする。 [8] 通行動線上に高低差が生じ垂直移動が必要な場合は、歩行者の主動線上、または認識しやすい位置にエレベーターまたは傾斜路を設ける。また、階段等からエレベーターおよび傾斜路が容易に視認しにくい場合は、付近にエレベーター、傾斜路等の位置を示す案内図等を掲出する。歩行者交通量が特に多いなど必要がある場合は、大型エレベーターまたはエスカレーターを設ける。	
<input type="checkbox"/> わかりやすく、使いやすい位置にエレベーターやスロープがある。	<input type="checkbox"/> エレベーターはつぎに定める構造とする。 ア かごの内法幅1.5m以上、内法奥行1.5m以上 イ 出入口有効幅員90cm以上 ウ 乗降口ビー1.5m四方の水平空間 エ 車いす使用者が円滑に操作できる操作盤 オ 出入口の戸にかごの中を見通すことができるガラス窓を設置 カ その他法令等で求められる設備	★	[9] エレベーターはつぎに定める構造とする。 ア かごの内法幅1.5m以上、内法奥行1.5m以上 イ 出入口有効幅員90cm以上 ウ 乗降口ビー1.5m四方の水平空間 エ 車いす使用者が円滑に操作できる操作盤 オ 出入口の戸にかごの中を見通すことができるガラス窓を設置 カ その他法令等で求められる設備	





## 歩きやすい

屋内外にかかわらず、連続的でゆとりのある歩行空間の確保、円滑な垂直移動、管理境界の円滑化に配慮する。

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
高低差や上下移動のある場所で負担なく円滑に移動できる			[10]	傾斜路はつぎに定める構造とする。 ア 有効幅員 2m以上 イ 縦断こう配 5%以下 ウ 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる エ その他法令等で求められる構造
			[11]	立体横断施設、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の通路はつぎに定める構造とする。 ア 有効幅員 2m 以上（交通状況を考慮し定める） イ 縦断こう配、横断こう配を設けない ウ 二段式手すりを両側に設置（点字で行き先を示す。階段含む） エ その他法令等で求められる構造
管理境界部分でスムーズな移動が途切れない	□管理境界に段差等がない。	★	[12]	公共施設、駅施設、公園、道路等の境界部分に管理区分および施工区分が異なることにより、段差や動線のずれ等不連続が生じないよう管理者間で調整を行う。
			[13]	指定公共施設が壁面後退を行う場合、後退した部分と歩道の仕上げおよび高さを揃え、公共空間と一体的なデザインとする。
	□沿道の公園等が入りやすい。	★	[14]	公園、広場等のオープンスペースを、道路や建築物と連続した位置に設ける場合、境界に段差を設けない。
			[15]	沿道の公園出入口は、車いす使用者等が容易に通過できる構造とする。（有効幅員 1.2m以上、出入口に 1.5m四方の水平部を設ける。）
			[16]	歩道等（緑石を除く。）の車道等に対する高さは、5cmを標準とする。ただし横断歩道に接続する歩道等の部分、乗合自動車停留所および車両乗入れ口にあつてはこの限りではない。
交差点での安全な横断、駅前広場での円滑な車両への乗降ができる	□交差点が安全に横断できる。	★	[17]	アクセスルート上の音声案内装置、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーン、視覚障害者用付加装置付き信号機は、相互に連携する位置に設ける。
			[18]	横断歩道接続部には、点状ブロックによる歩車道境界の注意喚起を行うとともに、線状ブロックによりその移動方向を示す視覚障害者誘導用ブロックを設ける。
			[19]	視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道にはエスコートゾーンを設ける。視覚障害者用付加装置付き信号機と併用する場合は、エスコートゾーンの設置位置と視覚障害者用付加装置付き信号機の音源位置をできる限り整合させる。
			[20]	高齢者、視覚障害者等の利用頻度が高い施設周辺にある横断歩道の信号機には、周辺状況等を考慮のうえ、音響付加装置の設置および高齢者、障害者等が通常要する歩行者用青時間の確保をする。
			[21]	歩道等の横断歩道に接続する部分は、車いす使用者等が安全に滞留でき、かつ転回ができる 1.5m四方程度の水平空間を設ける。
	□信号待ちで安全に待機できるスペースがある。		[22]	バス停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15cmを標準とする。
	□駅前広場等でバスやタクシー等への乗り降りしやすい。	★	[23]	交通広場にタクシー乗降場、自家用車乗降場を設ける場合、歩道等の部分の車道等に対する高さは2cmを標準とし、段差に接続する歩道等の部分には車いす使用者等が安全に転回ができる 1.5m四方程度の水平空間を設ける。
			[24]	バス停およびタクシー乗降場には、視覚障害者の利用に配慮し、必要と認められる箇所に乗車位置を確認できるよう視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
[25]			改札からバス停およびタクシー乗り場まで、車いす使用者等が遠回りすることがないよう歩行者の主動線を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に通行できるものとする。	
移動途中で休憩や交流ができる	□休憩場所がある。	★	[26]	長距離移動に配慮し、適当な間隔でベンチ等休憩施設を設ける。

## 使いやすい

さらに行動範囲を拡げていくため、外出行動を支える拠点機能を充実させる。

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準	
外出先に必要な設備や手助けがあり、安心して行動できる。	□施設に入りやすい。	★	[1]	指定公共施設のアクセスルート上の出入口は、歩行者の主動線から認識しやすい位置とし、有効幅員 1.2m以上、戸を設ける場合は自動的に開閉する構造かつその前後には車いす使用者が待機できる 1.5m四方程度の水平空間を設ける。	
			[2]	便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち 1 以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所とする。（多機能便房／簡易型多機能便房）	
	□様々なニーズに対応したトイレがある。	★	[3]		便所内に、つぎに掲げる設備を設けた便房を 1 以上設ける。 ア ベビーチェアその他乳幼児を座らせることができる設備 イ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備 ウ 小児用の便座 エ オストメイト配慮設備 オ 立って着替えを行うことができる設備 カ 折りたたみベッドその他の横になって着替えを行うことができる設備 ア～ウについては、利用者状況を考慮のうえ、各階に設けることが望ましい。
				[4]	便所に、高齢者、障害者、乳幼児連れに配慮した設備を設けた場合、当該便房および便所の出入口にはその旨の表示を行う。
				[5]	長距離の移動に配慮し、高齢者、障害者等が休憩できる設備等を、利用しやすい位置に設ける。休憩スペースと通路の間には十分な離隔をおき、段差を設けない。
				[6]	授乳およびおむつ交換のできる十分な広さを確保した場所を 1 以上設け、ベビーベッド、椅子等を適切に配置する。
				[7]	周辺公共施設、公園等のうち、高齢者、障害者等の利用が想定される施設の位置や必要な設備、経路等を示す案内標識、地図等を高齢者、障害者等に見やすい位置に掲出する。
	□周辺施設の情報が得られる。	★	[8]	高齢者や障害者等の移動および利用を支援するため、車いすや集団補聴設備などの支援機器の貸出しを行う。	
	□緊急時に手助けが得られる。		[9]	災害時等に要配慮者への情報提供が適切に行われるよう設備等を設ける。	
バリアフリー設備等の機能低下を防ぐ	□定期的な点検、清掃、修繕等が行われている。	★	[10]	バリアフリー設備等の管理者は、常に適切な維持管理を行うため維持管理計画を策定する。	
			[11]	施設の新設等を行うときは、計画および設計の段階で高齢者、障害者等からバリアフリー設備等の整備および維持管理に関して意見を聴取し、意見の反映に努める。また、施設使用開始後においても、必要に応じ利用者等の意見を聴取し改善を行う。	
	□バリアフリー設備が適正利用されている。		[12]	区、区民、事業者、関係機関は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる設備等の役割について理解を広め、高齢者、障害者等がこれらの設備を円滑に利用できるよう相互に連携・協力する。	

## 4-2 推奨基準の対応策の例

わかりやすい    歩きやすい    使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
事前に移動経路やバリアフリー設備の内容について情報入手できる	□施設のパンフレットやホームページには、交通機関から施設までのアクセスルート、設備が示されている。	★	[1]	指定公共施設のパンフレットおよびホームページ等には、当該施設までのアクセスルート、出入口および案内所の位置、トイレ等設備の内容を明示するなど、高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために必要となる情報（バリアフリー情報）を提供する。
		★	[2]	上記以外の施設管理者、道路管理者、公園管理者は、これらが管理する施設等のバリアフリー情報（バリアフリー設備や経路等）について収集、整理し、ホームページや案内板その他の設備等を用いてこれを提供する



◎公共施設の案内パンフレット等では、高齢者、障害者、乳幼児連れにとって利用しやすい交通手段や移動経路、バリアフリー設備の内容について記載する。

◎公共施設のバリアフリー情報は、各施設のホームページのほか、インターネットのバリアフリーマップ等を活用し積極的な情報提供を行う。（例：練馬区あんしんおでかけマップ）



◎建築物や公園の出入口近傍に、スロープ、誘導ブロックなどバリアフリー設備および階段（段差）などバリア情報を明示した案内板を設置する。（左：街区公園の触知案内板、右：庁舎出入口に設備の一覧を掲示）



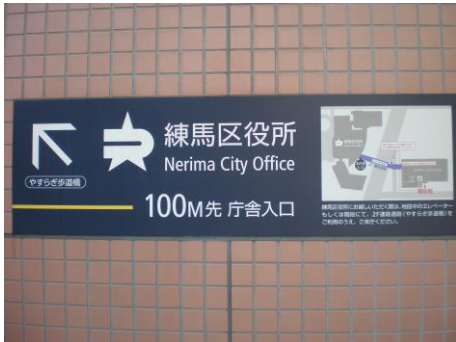
◎エレベーターやスロープなどがある段差のない経路を示した駅構内の案内。

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
目的地まで、わかりやすく一貫した案内誘導があり迷わない	□要所に、施設の位置、方向を誘導する案内標識等がある。	★	[3]	駅前広場、鉄道駅の出入口、交差点等の分岐点等、指定公共施設の出入口等、動線に沿った適所には、つぎの内容を示す案内標識、地図等を高齢者、障害者等に見やすい位置に掲出する。 ア アクセスルート イ 指定公共施設または最寄り駅の位置、方向、距離等 ウ アクセスルート上のエレベーター、傾斜路の位置、方向、距離等
		★	[4]	相互に隣接する鉄道駅等公共交通施設、道路、公共施設間においては、情報内容およびデザインを統一し、案内標識等がとぎれないよう配置することが望ましい。
		★	[5]	アクセスルート上にエレベーター、傾斜路等を設ける場合は、当該設備の昇降口およびその昇降口近傍（概ね10m程度）であって当該設備が確認しにくい地点から視認できる場所に案内標識等を設ける。また、アクセスルートではない出入口や階段の付近には、エレベーター、傾斜路等の位置を示す案内図等を掲出することが望ましい。
			[6]	指定公共施設の施設名板、出入口表示等は、高齢者、障害者等が遠方から容易に視認できる位置および表記とする。
			[7]	アクセスルート上の指定公共施設の出入口には、誘導灯または音声案内装置を設ける。



◎駅前広場、鉄道駅の出入口、交差点等の分岐点等、動線に沿った適所には、指定の公共施設の位置、方向、距離などを示す案内標識、地図等を、高齢者、障害者等に見やすい位置に掲出する。



◎経路の先にエレベーターがあることが、10m程度手前から容易に視認できる位置、表記でサインを掲出する。



◎階段や段差のある経路などの「バリア」情報についても、ピクトグラム(案内図記号)でわかりやすく掲出する。(例：階段とエレベーターをそれぞれ明示した駅構内の案内サイン)

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
目的地まで、わかりやすく一貫した誘導があり迷わない	□施設内の案内所等の位置、方向を誘導する案内板がある。	★	[8]	指定公共施設の出入口近傍に、当該施設の案内所、エレベーターその他昇降機、トイレ等設備、ベンチ等の位置および経路等を示す案内板その他の設備を設ける。
		★	[9]	指定公共施設の出入口近傍に、当該施設の案内所、エレベーターその他昇降機、トイレ等設備、ベンチ等の位置および経路等を点字その他の方法で視覚障害者に示すための設備を設ける。



◎案内所（受付）、エレベーター、トイレ、待合スペース等の配置、視覚障害者誘導用ブロックの位置などを図、点字、音声等で示す触知案内板の例。触知図に表示すべき内容等については視覚障害者と十分な協議を行うことが望ましい。

## コラム

### 五感を活用した「サイン」

一般的に、案内板や地図など案内サインの多くは文字や図記号など視覚を利用したものです。一方、視覚障害者へのサインは、視覚障害者誘導用ブロックや音声誘導など触覚や聴覚を利用したものが普及しています。しかし、実際には、ひとりで外出する視覚障害者の多くが商店街の呼び声やにおい、電車の音、舗装材の足ざわり、緑陰の温度差なども歩行の手がかりにしていると知られています。また、知的障害者のご家族からは、街角の特徴的な樹木やオブジェなども道順を覚える手がかりにしているとお聞きします。

外国人や子どもにとっても、一般的な案内サインだけでなく、色や形、音やにおい、手触りなどの五感に訴えるランドマーク(目印)は、現在地を知る手がかりとして有効です。施設に合わせた工夫を取り入れてみましょう。



水音をランドマークに利用した公園の例  
車いすで水に触れる池（左）、水琴窟（右）

#### 嗅覚を刺激する樹木・草花（通年）

クスノキ、クロモジ、ゲッケイジュ、タムシバ、ニオイヒバ、ミカン類、ヤマコウバシ、タイム、ローズマリー、ヘンルーダ

- ・風向きを考慮して配植する。
- ・花、葉、実などが香りを感じやすいよう  
植栽の高さを顔の高さに近づける等考慮する。

わかりやすい

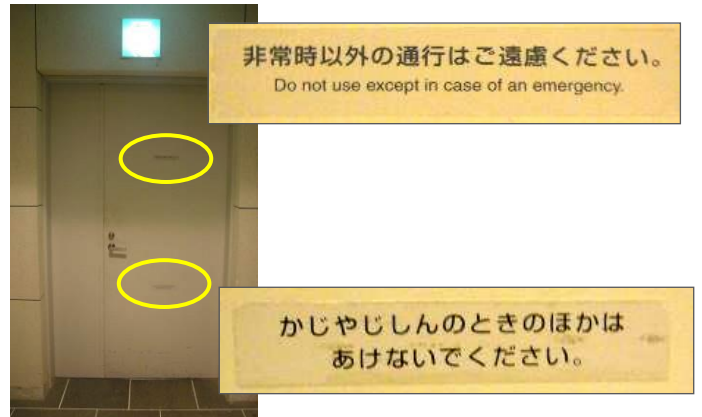
歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
目的地まで、わかりやすく一貫した誘導があり迷わない	□案内標識等は、大きく、わかりやすい。		[10]	案内標識等の表記内容は、高齢者、障害者等が容易に読み取れるよう大きくわかりやすい文字の大きさ、色調および明度とし、道路標識設置基準および JISZ8210 に適合する図記号を用いる。高齢者、障害者等の通行の支障とならない位置、車いす使用者、子どもに見やすい高さに設ける。



◎施設の案内標示を、容易に読み取れる大きさ、コントラストで掲出する。

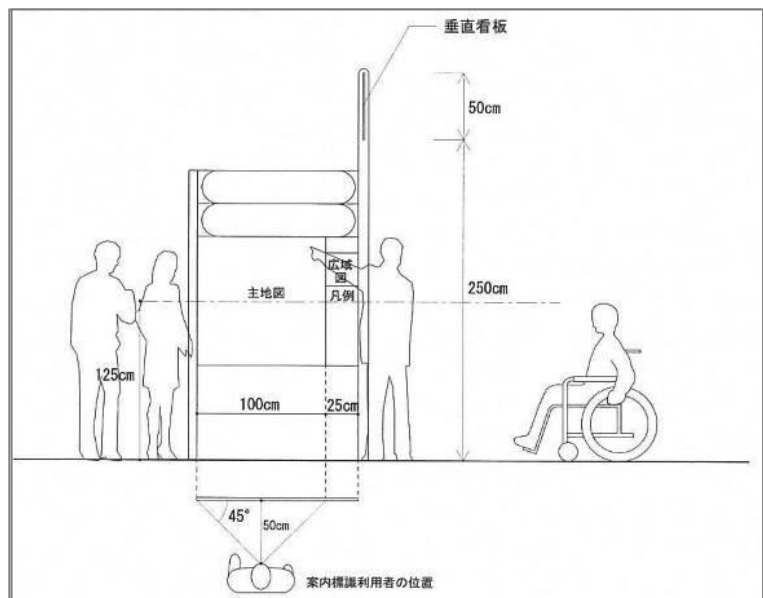


◎必要に応じ、子どもや外国人などに配慮した位置や内容(ひらがな、英語等)で規制サインを掲出している例。

### (補足解説)

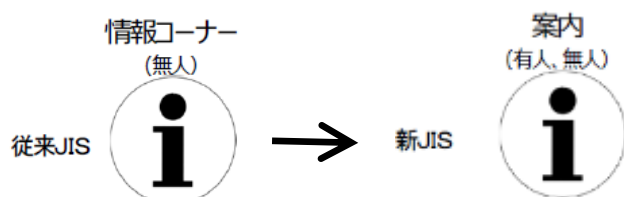
#### 案内標識の掲示高さ

- ・歩道上に案内標識を設置する場合は、表示板の高さは、車いす使用者や小児等の見やすさに配慮して、125cm を標準とする。



#### 標準案内用図記号 JISZ8210

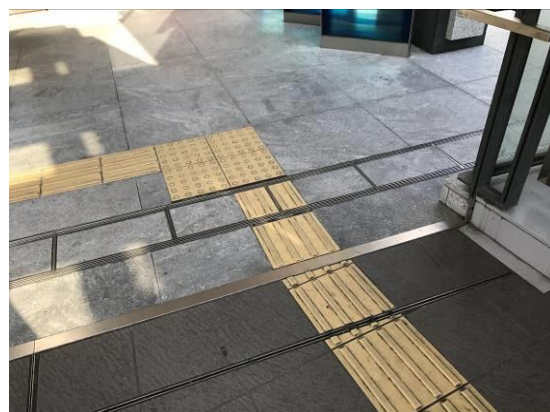
- ・図記号(ピクトグラム)については、125 項目の標準案内用図記号が JIS で規定されている。
- ・平成 26 年 7 月には、優先設備図記号、優先席図記号、観光関連図記号が追加された。
- ・「i」マークは、有人の案内所の意味を含むとする変更があり、施設の案内所等は「i」マーク使用を推奨。



機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
目的地まで、わかりやすく一貫した誘導があり迷わない	□駅から施設の案内所まで、視覚障害者誘導用ブロックが連続している。	★	[11]	視覚障害者誘導用ブロックは連続して敷設し、同寸法、同素材等仕様（JIS：T9251、黄色を原則とする）を統一する。管理境界をまたがる部分も同様とする。
		★	[12]	視覚障害者の安全な移動のために必要と認められる場合、つぎのうち必要な箇所には視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ア 駅改札等から公共施設の案内所まで（連続的敷設） イ 歩道等の横断歩道接続部、傾斜路や段の上端など注意喚起が必要な箇所 ウ 立体横断施設の昇降口、バス停留所
		[13]	指定公共施設の案内所から高齢者、視覚障害者等の利用頻度が高い窓口等まで、視覚障害者誘導用ブロック、床の色分けサインや床仕上げ等により動線の誘導をすることが望ましい。	



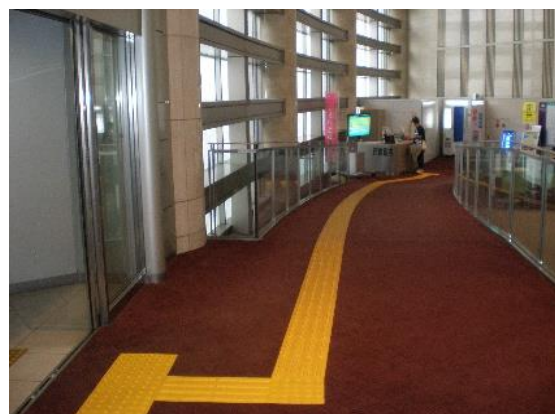
●【不連続の例】管理境界部で視覚障害者誘導用ブロックが分断されている。



◎管理境界にかかわらず、仕様を統一し視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設する。

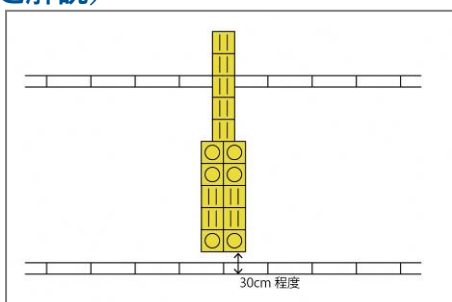


◎視覚障害者誘導用ブロックの両端にグレーのブロックを配置し、視認性を高める。



◎施設案内窓口まで続く誘導ブロック。

(補足解説)



施設等入口部の誘導ブロックの設置例  
(歩道等に連続した敷設がない場合)

・駅から公共施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの敷設が困難な場合等、左図のように施設入口の位置がわかるような敷設方法もある。

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
移動経路が見つけやすく、覚えやすい	□特徴的な目標物など、現在位置や方向の手がかりとなるものがある。		[14]	主要な交差点では、街角広場やシンボルとなる樹木等の植栽など、街角を印象づけるものとする。また、シンボル施設や植栽等などに香りや手触り、音など様々な感覚に訴える工夫を取り入れ、車いす使用者や視覚障害者が安全に近づける位置や構造に配慮する。



◎交差点部に、シンボルツリーやオブジェを設置することで印象的な街角を演出する。



◎施設等の位置が直感的にわかる特徴的なオブジェの設置した例。



◎車いす使用者が容易に接近できるテーブル型花壇（レイズドベッド）の例。

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
道を探ねやすい	□駅員や施設スタッフの適切な案内が得られる。		[15]	有人改札口および指定公共施設の案内所には、高齢者、障害者等とのコミュニケーションに必要な機器を備え、係員を適切に配置し、誘導その他の支援を行う。



◎案内所には、筆談用具、拡大鏡、施設案内図、周辺案内図などを備える。



◎障害者や外国人の案内等には、コミュニケーション支援ボードやIT機器等を活用する。（例：会話の音声文字を自動変換する機器の例）



◎スタッフが常駐できない場合等には、インターホンを設ける。設置位置や高さは車いす使用者に使いやすい位置とする。

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
歩行者同士がゆとりをもって安全にすれ違える	□車いす、ベビーカー同士のすれ違いや、親子が手をつないで並んで歩ける十分な幅員がある。	★	[1]	歩行空間の有効幅員は2m以上とし、道路上においては歩道を設けることを原則とする。歩道がない道路においては、防護さく、車止め等の設置、カラー舗装による歩行空間の明示、通過する車の速度の抑制、すれ違い箇所の設置、壁面後退、公開空地の活用など、歩行者の安全性向上のために必要な措置を行う。



◎壁面後退や公開空地を活用し、歩行空間の有効幅員を確保する。

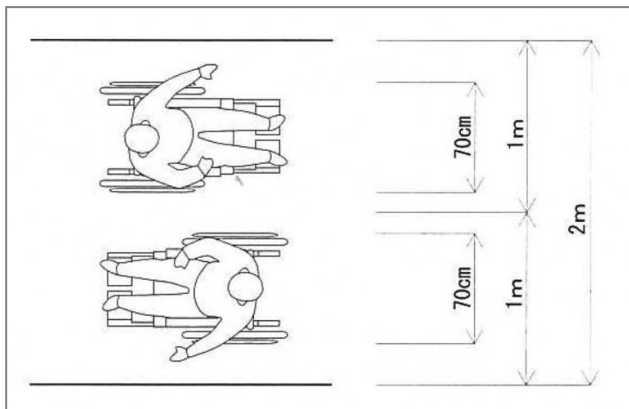


◎歩道がない場合、カラー舗装など歩行者の安全性向上に必要な措置を行う。その場合、歩行者通行空間は1m以上を確保する。



◎歩道の幅員が十分に確保できない場合、公共施設や公園の敷地側の一部を後退させ、ベビーカーや車いす使用者のすれ違い箇所とする。

(補足解説)



車いす同士のすれ違い

- ・車いす同士がすれ違うことが可能な幅員は2mであることから、移動空間の有効幅員は2m以上必要である。

参考 歩道の設置及び有効幅員に関する経過措置 (道路移動等円滑化基準附則)

- ・特定道路等を整備する場合には、原則、歩道を設けるものとする。(自転車歩行者道を設ける道路を除く)
- ・一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街地の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部又は屈曲部その他自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- ・一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街地の状況やその他の特別な理由によりやむを得ない場合は、当分の間、歩道の有効幅員を約1.5mまで縮小することができる。

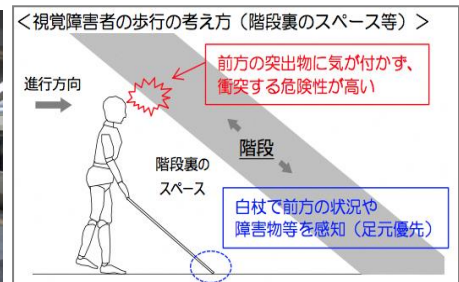
財団法人国土技術研究センター「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」抜粋



機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
歩行者同士がゆとりをもって安全にすれ違える	□ 視覚障害者が安全に移動できる十分な幅員がある。	★	[2]	視覚障害者誘導用ブロックは両側には、有効幅員 60 cm 以上、上部に高さ 2.5m 以上の移動空間を確保する。階段、傾斜路等の下面と歩道等の路面との間が 2.5m 以下の部分への侵入を防ぐ必要がある場合は、さく等を設ける。

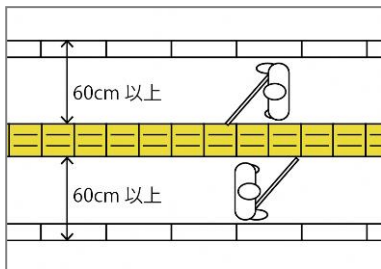


●視覚障害者誘導用ブロックと側壁の離隔が不十分な例。



●視覚障害者が誤って階段裏の空間に踏み込み衝突する恐れがある事例。視覚障害者は白杖で前方の状況や障害物を確認し歩行するため、白杖での検知は足元が優先となる。このため、吊り看板や階段裏のスペース等、空中(頭部付近)の突出物に、誤って衝突してしまう可能性がある。

(補足解説)



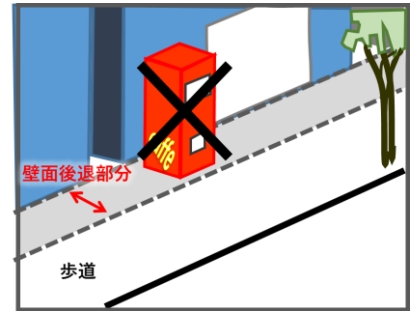
視覚障害者誘導用ブロックの両側に有効幅員 60 cm 以上の空間確保が必要。

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
歩行者同士がゆとりをもって安全にすれ違える	□ 通行を妨げる障害物や放置自転車等がない。	★	[3]	障害物や放置自転車等により歩行空間の有効幅員が狭められないよう、道路および壁面後退等による空間の適正な使用について沿道への普及啓発等に努める。
			[4]	歩行者と自転車の安全を確保するため、自転車走行空間の確保に努める。また、自転車利用に関するルールの周知とマナー向上に必要な措置を行う。
			[5]	排水溝、ます、縁石、植樹ます、車止め、標識柱、街灯柱、掲示板などは、高齢者、障害者等の通行に支障とならない構造とする。



◎自転車・バイク放置禁止区域を明示するサイン。

●道路の有効幅員を狭める放置自転車があり、有効通路幅を狭めている。

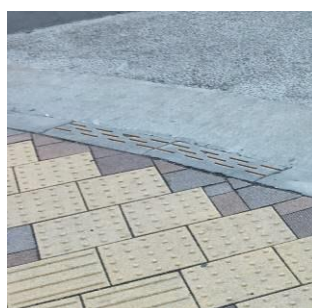
●壁面後退部分に自動販売機等の障害物があると、歩行空間として十分な空間確保が阻害される。

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
高低差や上下移動のある場所で負担なく円滑に移動できる	□ 通行の支障となる段差や急こう配の傾斜がない。		[6]	通行動線上には段差を設けず、舗装および床仕上げは平坦かつ滑りにくいものとする。ただし、車いす使用者の利便と視覚障害者の安全な通行との双方を考慮し、横断歩道および直接車道等と接続する部分の縁端は車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とする。
			[7]	通行動線上の縦断こう配は5%以下、横断こう配は2%以下とする。



◎インターロッキングを採用する場合は、できるだけ目地幅が小さく、車いす等の振動が少ないものとする。

◎排水溝等は溝蓋を設け、溝の間隔は車いすの前輪や杖先が落ち込まないものとする。

◎横断歩道と歩道が接続する部分の縁端は、視覚障害者と車いす使用者の双方に配慮した構造とする。

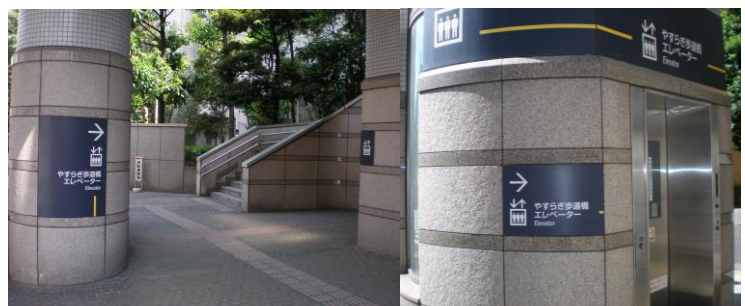
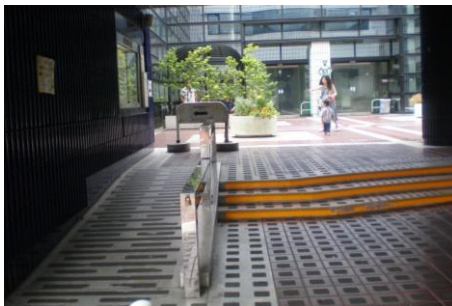
◎やむを得ず段差や急こう配が生じる場合は、注意喚起のサイン等を掲出する。

わかりやすい

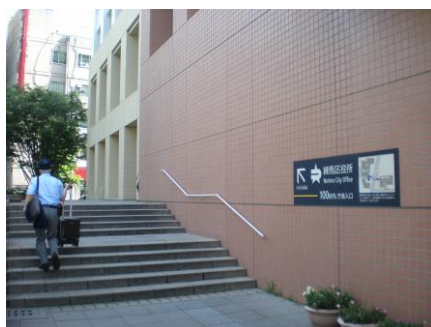
歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
高低差や上下移動のある場所で負担なく円滑に移動できる	□わかりやすく、使いやすい位置にエレベーターやスロープがある。	★	[8]	通行動線上に高低差が生じ垂直移動が必要な場合は、歩行者の主動線上、または認識しやすい位置にエレベーターまたは傾斜路を設ける。また、階段等からエレベーターおよび傾斜路が容易に視認しにくい場合は、付近にエレベーター、傾斜路等の位置を示す案内図等を掲出する。歩行者交通量が特に多いなど必要がある場合は、大型エレベーターまたはエスカレーターを設ける。
			[9]	エレベーターはつぎに定める構造とする。 ア かごの内法幅 1.5m以上、内法奥行 1.5m以上 イ 出入口有効幅員 90 cm以上 ウ 乗降ロビー1.5m四方の水平空間 エ 車いす使用者が円滑に操作できる操作盤 オ 出入口の戸にかごの中を見通すことができるガラス窓を設置 カ その他法令等で求められる設備
			[10]	傾斜路はつぎに定める構造とする。 ア 有効幅員 2 m以上 イ 縦断こう配 5%以下 ウ 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できる エ その他法令等で求められる構造
			[11]	立体横断施設、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の通路はつぎに定める構造とする。 ア 有効幅員 2m 以上（交通状況を考慮し定める） イ 縦断こう配、横断こう配を設けない ウ 二段式手すりを両側に設置（点字で行き先を示す。階段含む） エ その他法令等で求められる構造



◎高低差が生じる場合は、わかりやすい位置にスロープやエレベーターを設ける。



◎階段等からエレベーターの位置が視認しにくい場合は、付近にエレベーターの位置を示す案内図を掲出する。

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
管理境界部分でスムーズな移動が途切れない	□管理境界に段差等がない。	★	[12]	公共施設、駅施設、公園、道路等の境界部分に管理区分および施工区分が異なることにより、段差や動線のずれ等不連続が生じないように管理者間で調整を行う。
		★	[13]	指定公共施設が壁面後退を行う場合、後退した部分と歩道の仕上げおよび高さを揃え、公共空間と一体的なデザインとする。



◎道路から公共施設敷地および建物内まで段差なく、連続的な歩行空間を確保する。（左：歩道と建物敷地の整備例。右：歩道、緑地、建物敷地の一体的整備例）

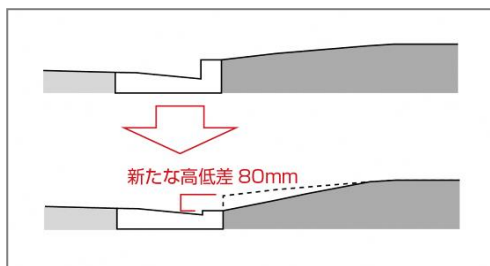
◎再開発による建築物と駅に直結するペDESTリアンデッキとの境界部を一体的に整備した例。



◎駅や公共施設の敷地と道路との高さや仕上げを揃え、ゆとりある歩行空間を確保する。

**(補足解説)**

ただし、建築物敷地の出入口部分と車道が直接接続する場合、視覚障害者の歩行の安全上の措置として、通行動線上の境界部分には2cm未満の段差を設ける。



**道路と敷地の高低差処理**

- ・通常、道路側溝である L 形溝は、高さ 100mm の製品を敷設している。
- ・道路から出入りしやすくするために、L 形溝を 20mm に切り下げる場合、新たに 80mm の高低差が生まれるため、敷地内で納めることが必要となる。

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
管理境界部分でスムーズな移動が途切れない	□沿道の公園等が入りやすい。	★	[14]	公園、広場等のオープンスペースを、道路や建築物と連続した位置に設ける場合、境界に段差を設けない。
			[15]	沿道の公園出入口は、車いす使用者等が容易に通過できる構造とする。(有効幅員 1.2m以上、出入口に 1.5m四方の水平部を設ける。)



◎公園、広場等の出入口は、車いす使用者等が容易に通過できるよう高低差のないものとする。ただし、敷地と車道が直接接続する場合は、視覚障害者の歩行の安全上の措置として 2 cm未満の段差とする。

◎公園、広場等のオープンスペースと歩道の境界部には段差を設けない。

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

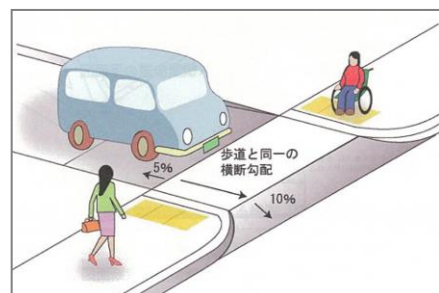
機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
交差点での安全な横断、駅前広場での円滑な車両への乗降ができる	□交差点が安全に横断できる。	★	[16]	歩道等(縁石を除く。)の車道等に対する高さは、5 cmを標準とする。ただし横断歩道に接続する歩道等の部分、乗合自動車停留所および車両乗入れ口にあってはこの限りではない。
			[17]	アクセスルート上の音声案内装置、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーン、視覚障害者用付加装置付き信号機は、相互に連携する位置に設ける。
			[18]	横断歩道接続部には、点状ブロックによる歩車道境界の注意喚起を行うとともに、線状ブロックによりその移動方向を示す視覚障害者誘導用ブロックを設ける。
			[19]	視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障害者の需要が見込まれる横断歩道にはエスコートゾーンを設ける。視覚障害者用付加装置付き信号機と併用する場合は、エスコートゾーンの設置位置と視覚障害者用付加装置付き信号機の音源位置をできる限り整合させる。
			[20]	高齢者、視覚障害者等の利用頻度が高い施設周辺にある横断歩道の信号機には、周辺状況等を考慮のうえ、音響付加装置の設置および高齢者、障害者等が通常要する歩行者用青時間の確保をする。



◎エスコートゾーンの設置例。



◎青信号が延長できる音響付き信号の例。



◎スムーズ横断歩道の設計例。

わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
交差点、駅前広場で安全に横断、車両への乗降ができる	□信号待ちで安全に待機できるスペースがある。		[21]	歩道等の横断歩道に接続する部分は、車いす使用者等が安全に滞留でき、かつ転回ができる 1.5m四方程度の水平空間を設ける。



●滞留空間が少ない交差点の例。



◎交差点付近で建物の壁面後退やポケットパークの空間を活用し、歩行者が滞留できるスペースを確保する。



わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
交差点、駅前広場で安全に横断、車両への乗降ができる	□駅前広場等でバスやタクシー等への乗り降りがしやすい。		[22]	バス停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15 cmを標準とする。
			[23]	交通広場にタクシー乗降場、自家用車乗降場を設ける場合、歩道等の部分の車道等に対する高さは2 cmを標準とし、段差に接続する歩道等の部分には車いす使用者等が安全に転回ができる 1.5m四方程度の水平空間を設ける。
			[24]	バス停およびタクシー乗降場には、視覚障害者の利用に配慮し、必要と認められる箇所に乗車位置を確認できるよう視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
		★	[25]	改札からバス停およびタクシー乗り場まで、車いす使用者等が遠回りすることがないように歩行者の主動線を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に通行できるものとする。



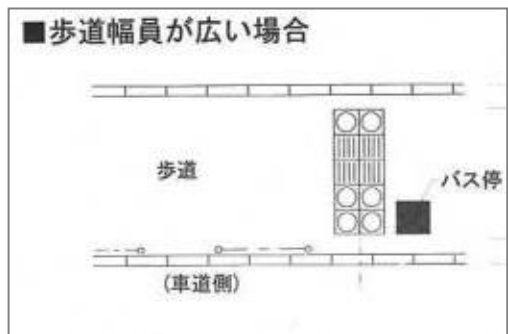
◎バス停留所を設ける歩道等の車道等に対する高さは 15 cmを標準とし、乗車位置まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。



◎タクシーや自家用車乗降場は、リフト車等での乗降に配慮し縁石等の高さを 2 cmとする。

(補足解説)

バス停留所等への誘導ブロックの設置例



わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
移動途中で休憩や交流ができる	<input type="checkbox"/> 休憩場所がある。	★	[26]	長距離移動に配慮し、適当な間隔でベンチ等休憩施設を設ける。



◎ペDESTロリアンデッキや通り抜けできる緑地等に設置されたベンチの例。



◎公共施設敷地の一部を活用し移動途中で休憩できる空間とした例。



◎植栽帯のブロックや柵を活用し、一時的に腰かけられるようにした工夫の例。

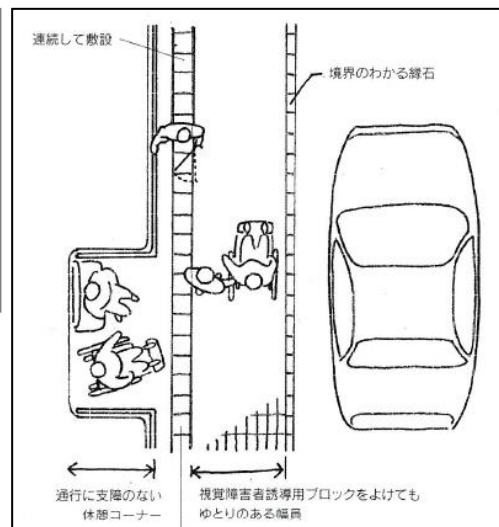


(補足解説)



ベンチの設置例

- ・歩道にベンチを設置する場合は、有効幅員2m以上が確保できるように留意する。
- ・敷地等を活用し休憩施設を設ける場合、車いす使用者やベビーカーのスペースとして、ベンチ脇に1.5m四方以上の平たんな空間を設ける。



出典「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説」

わかりやすい

歩きやすい

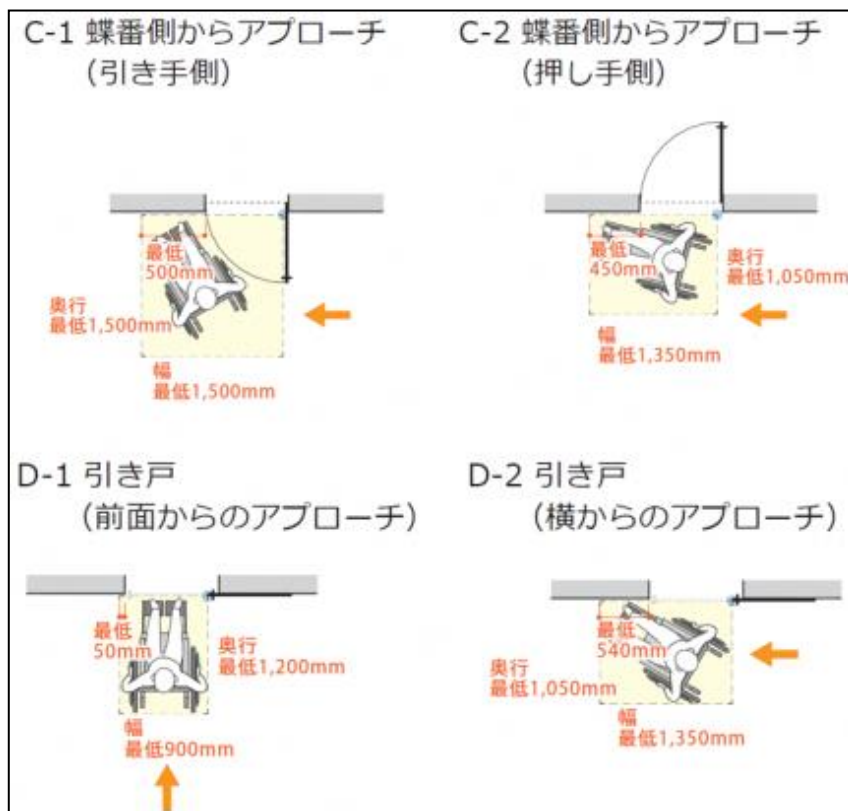
使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
外出先に必要な設備や手助けがあり、安心して行動できる	<input type="checkbox"/> 施設に入りやすい。	★	[1]	指定公共施設のアクセスルート上の出入口は、歩行者の主動線から認識しやすい位置とし、有効幅員 1.2m以上、戸を設ける場合は自動的に開閉する構造かつその前後には車いす使用者が待機できる 1.5m四方程度の水平空間を設ける。



◎公共施設の出入口は十分な有効幅員を確保する。

(補足解説)



ドア周辺の  
所要スペース

車いす使用者が扉出入口を操作する場合の所要スペースに留意する。

出典

「TOKYO2020  
アクセシビリティ  
ガイドライン」



機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
外出先に必要な設備や手助けがあり、安心して行動できる	□様々なニーズに対応したトイレがある。	★	[2]	便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる便房とする。(多機能便房/簡易型多機能便房)
			[3]	便所内に、つぎに掲げる設備を設けた便房を1以上設ける。 ア ベビーチェアその他乳幼児を座らせることができる設備 イ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備 ウ 小児用の便座 エ オストメイト配慮設備 オ 立って着替えを行うことができる設備 カ 折りたたみベッドその他の横になって着替えを行うことができる設備 ア〜ウについては、利用者状況を考慮のうえ、各階に設けることが望ましい。
		[4]	便所に、高齢者、障害者、乳幼児連れに配慮した設備を設けた場合、当該便房および便所の出入口にはその旨の表示を行う。	



◎介護の必要な高齢者等の利用のため、大人のおむつ替えや着替えに利用できる大型折りたたみベッドを設置。



◎備品対応の例。(左：幼児用便座、右：幼児の着替えに利用できる簡易型フィッティングボード)



◎トイレ内の設備の内容をピクトグラム等でわかりやすく表示。



◎各フロアごとに必要なトイレ機能を満たせない場合は、他のフロアのトイレ設備や位置を示すサイン等を、トイレ近傍や館内案内などに掲示する。



◎乳幼児や子ども連れの利用者のための設備について、必要に応じ施設内配置の案内マップ等を作成する。

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
外出先に必要な設備や手助けがあり、安心して行動できる	□ 休憩場所等がある。	★	[5]	長距離の移動に配慮し、高齢者、障害者等が休憩できる設備等を、利用しやすい位置に設ける。休憩スペースと通路の間には十分な隔離をおき、段差を設けない。
			[6]	授乳およびおむつ交換のできる十分な広さを確保した場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置する。



◎利用しやすい位置にベンチ等を設置する。



◎授乳およびおむつ交換のできる十分な広さを確保した場所を設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置する。

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
外出先に必要な設備や手助けがあり、安心して行動できる	□ 周辺施設の情報が見られる。	★	[7]	周辺公共施設、公園等のうち、高齢者、障害者等の利用が想定される施設の位置や必要な設備、経路等を示す案内標識、地図等を高齢者、障害者等に見やすい位置に掲出する。



◎周辺の公共施設等の情報を掲載したマップの例。(左)  
◎周辺施設の車いすトイレや、乳幼児設備の状況を詳しく掲示している駅前案内サインの例。(右)



わかりやすい

歩きやすい

使いやすい

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
外出先に必要な設備や手助けがあり、安心して行動できる	□緊急時に手助けが得られる。		[8]	高齢者や障害者等の移動および利用を支援するため、車いすや集団補聴設備などの支援機器の貸出しを行う。
			[9]	災害時等における要配慮者への情報提供が適切に行われるよう設備等を設ける



◎施設の案内所等に貸出し用の車いすを配置する。

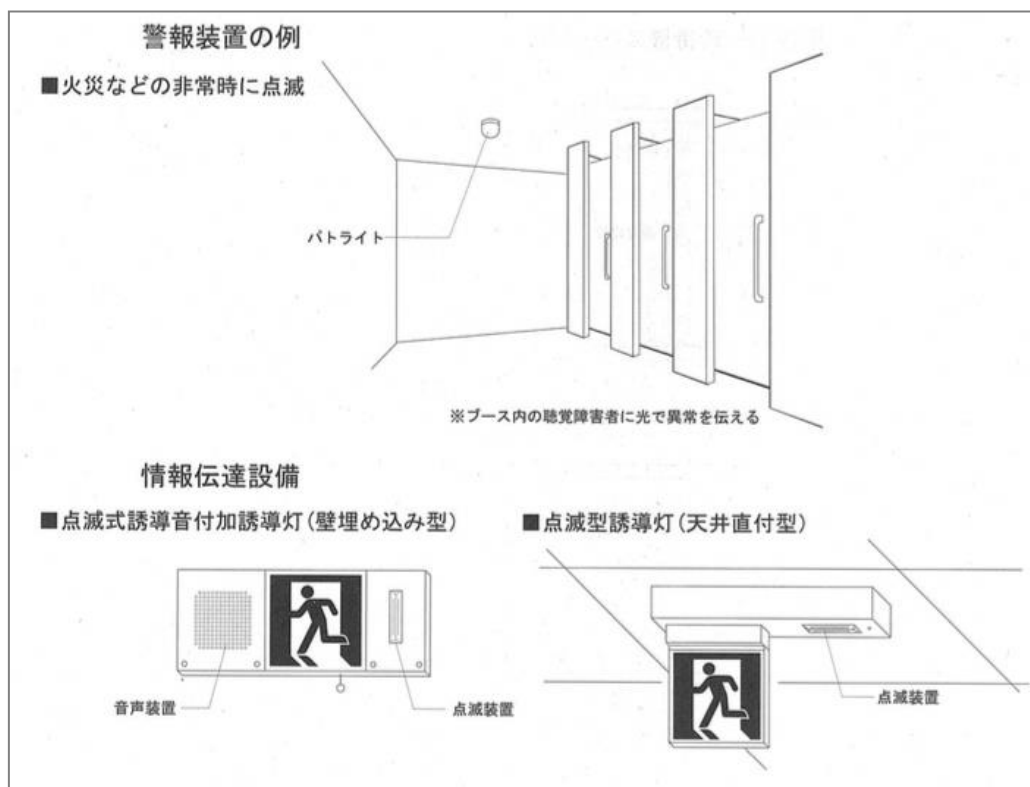


◎緊急時に文字による防災情報等が提供できる設備等を設けた例。  
(例：電光掲示板付き自動販売機)

### (補足解説)

#### 警報装置等

・光と音声により情報の伝達を図る。



機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
バリアフリー設備等の機能低下を防ぐ	□定期的な点検、清掃、修繕等が行われている。	★	[10]	バリアフリー設備等の管理者は、常に適切な維持管理を行うため維持管理計画を策定する。
			[11]	施設の新設等を行うときは、計画および設計の段階で高齢者、障害者等からバリアフリー設備等の整備および維持管理に関して意見を聴取し、意見の反映に努める。また、施設使用開始後においても、必要に応じ利用者等の意見を聴取し改善を行う。

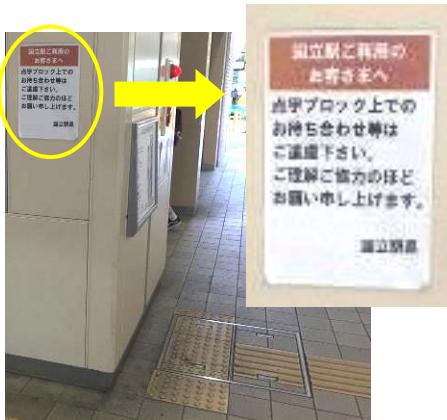


◎施設の利用者等の意見を聴取し、設計や維持管理の参考とする。  
 (例：福祉のまちづくりの推進にかかる区民意見聴取事業での施設点検の様子)

機能	点検項目	連続性	No	推奨基準
バリアフリー設備等の機能低下を防ぐ	□バリアフリー設備が適正利用されている。		[12]	区、区民、事業者、関係機関は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる設備等の役割について理解を広め、高齢者、障害者等がこれらの設備を円滑に利用できるよう相互に連携・協力する。



◎エレベーターの優先利用を周知するサインの例。



◎誘導ブロックの利用マナーを周知する掲示の例。

## 5章 区と区民との協働による取組

### 5-1 区を取組

#### (1) アクセスルートの連続性確保

##### ① 主要な公共施設のアクセスルートの指定

本ガイドラインの考え方に基づき公共施設と駅との連続性を高めるため、様々な関係者が連携して整備等を行うことの効果が特に高い経路等を指定し、改善を進めます。

区が管理する施設等においては、既存施設の点検、バリアフリー設備の適切な維持管理、段階的な改善に取り組めます。

##### ② 関係する施設への周知、改善等の要請

指定アクセスルートにかかる関係施設の管理者等が本ガイドラインの趣旨を理解し計画的な改善に取り組むよう、ガイドラインの周知と改善の要請を行います。

##### ③ 計画から維持管理まで、段階に応じた連携・調整

指定アクセスルートにおいて、バリアフリー設備等の設計・施工・維持管理、またソフトの取組の計画・実施の各段階で関係者間の連携や調整が円滑に行われるよう、各施設の改善方針等の集約と情報共有の仕組みづくりを進めます。

また、区民や事業者等の理解と協力を得るため、アクセスルートのユニバーサルデザインの取組について積極的な情報提供を行っていきます。

#### (2) これからの課題

アクセスルートのユニバーサルデザインの取組は、公共施設と駅とを結ぶ経路を軸に、高齢者、障害者、乳幼児連れが安心して行動できる範囲が周辺地区へ拡大することを目指しています。今後、モデル事業等を通じ、商店街や周辺地域のまちづくりの取組等との効果的な連携について引き続き検討します。

また、アクセスルートの連続性向上に資する既存制度を再評価し、分野等を越えた連携を目指します。

既存制度の例：店舗等のバリアフリー改修助成制度、自転車等放置禁止区域、  
街並誘導型地区計画、みどりの街並みづくり助成（生け垣・沿道緑化等）等

## 5-2 区民等との協働

### (1) 区民等の参加で進めるアクセスルートのユニバーサルデザイン

「外出しにくさ」を感じている高齢者、障害者、乳幼児連れ等が安心して行動できる「でかけたくなるまち」は行政の取組だけでは実現しません。区民・事業者・区がそれぞれの立場から、安心、快適、自由に外出できるまちづくりの役割を担い、協力して取組を進めることが必要です。

すでに区民一人ひとりが家庭や地域で行っていることのなかには、アクセスルートのユニバーサルデザインにつながっているものが多くあります。

例えば、個人宅の庭の生垣や樹木を整え植栽の路上へのはみだしを防ぐことや、事業者が店舗の敷地に高齢者がひと休みできるベンチを置くことは「歩きやすい」まちの一端を担うものです。このように、区民等の主体的な取組もユニバーサルデザインの視点から再評価し、様々な区民や事業者と共に「でかけたくなるまち」をつくる取組を拡げていきます。

#### コラム

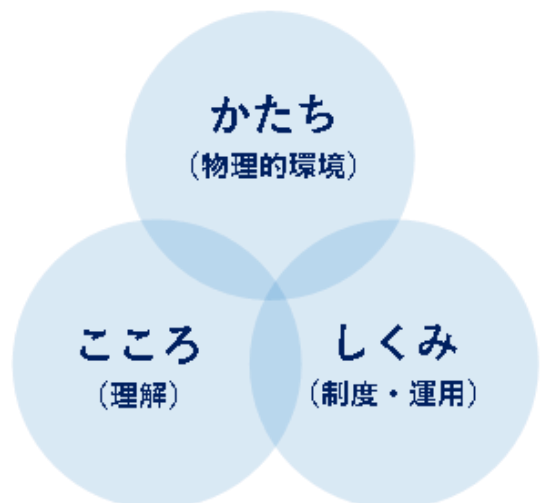
#### 「かたち」「こころ」「しくみ」で考えよう

アクセスルートのユニバーサルデザインは、建物や道路など「かたち（物理的環境）」の改善が不可欠です。

しかし、点字ブロック上のこころない放置自転車や施設管理者が設備の破損に気づいていないことなど、理解や運用の問題で整備の効果が損なわれてしまうことがあります。

一方で、出入口に段差がある店舗であってもスタッフの手助けによって物理的環境が不十分な点を補えることがあります。

人びとの多様なニーズのすべてを物理的環境の改善だけで解決していくことには限界があります。「かたち」だけでなく、「こころ（理解）」「しくみ（制度・運用）」と合わせて、柔軟な解決策を考えることが大切です。



## (2) 出かけたくなるまちをみんなで作るヒント集

本項では、「でかけたくなるまち」の実現に向けて、区民、地域活動団体、事業者等と共に進めたい取組例を示します。

地域の取組を進めるにあたっては、地域の中の高齢者や障害者等と一緒にまちを歩くことや意見交換をすることを通じて、課題を把握し、できることから始めることが大切です。まち歩きには、推奨基準（11頁,13頁）の点検項目が活用できます。

### ① 高齢者、障害者、乳幼児連れが安心して出かけられるようにしよう

#### 例 沿道施設のバリアフリー化 ～使いやすいお店やスポットを増やす

アクセスルート周辺に、気軽に立ち寄ることができ、安心して使える店舗等を増やしていきましょう。大きなバリアフリー改修をしなくても、休憩や子どものおむつ替え場所を提供できることを掲示するなど、様々な工夫ができます。



◎区のバリアフリー助成を活用して、トイレの洋式化などバリアフリー改修が可能です。



◎トイレが利用できることや、調乳のお湯提供などのサービスがあることを掲示することで、入りやすい雰囲気づくりができます。

#### 例 バリアフリー設備の適正利用 ～いつでも使える状態を維持

路上の点字ブロックや車いす駐車場などのバリアフリー設備は、必要な人がいつでも利用できるようにしておくことが大切です。エレベーターやだれでもトイレなどを利用する際には、その設備を必要としている方への配慮が必要です。



◎優先駐車場が整備されていない場合でも、サインを設置するなど運用の工夫をすることで、より利用しやすくなります。

## 例 自転車の利用や駐輪のマナーを守る

自転車はとても便利ですが、放置自転車が移動の妨げになり、ルールを守らない運転は事故につながることもあります。互いにマナーを守ることが大切です。



◎自転車専用通行帯のある道路では、ルールを守って通行します。



◎店舗脇に整備された駐輪施設。敷地内に自転車が駐輪できるスペースを確保し、路上駐輪をあらかじめ防止する取組が大切です。

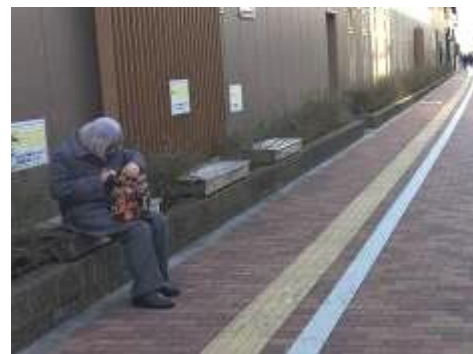
## ②さまざまな人との出会い、コミュニケーションできる場を増やそう

### 例 休憩場所の提供

高齢者だけでなく、乳幼児連れの方々も、まちなかに気軽に休憩できる場所があることで外出がしやすくなります。通行の妨げとならない場所に、ちょっと休めるスペースを設けることを、工夫してみましょう。



◎施設敷地内にベンチ等休憩設備を整備している民間施設。



◎店舗等敷地内にだれでも利用できるベンチを設ける地域の活動例。



◎地域のイベント時に、店舗敷地内に休憩できる椅子とテーブルを設置。



### 例 さまざま人と出会い、交流できる場や機会づくり

「外出しにくい」状態にある高齢者や障害者、乳幼児連れの方にとって、友人や仲間と会うことは外出の強い動機になります。用事を済ませる外出だけでなく、仲間づくりの機会をまちなかに増やしていくことが大切です。



◎多世代が交流できるスペースを提供している地域活動。



◎65歳未満で認知症を発症した若年認知症の方とその家族が集まる場を提供しているNPO活動。

## ③歩きたくなる街並みや景観をつくろう

### 例 楽しさを感じる街並み、心地よさを感じるみどりの創出

地域の皆さんの個性豊かなまちづくり活動で、散策の楽しみが広がります。にぎわいある商店街、地域の手づくりイベント、地元の歴史や文化を伝える活動、住民自ら手入れをする個性豊かなみどりのスポットづくりなど、地域主体の歩いて楽しい街並みや景観づくりの取組がアクセスルートを彩ります。



## ④日ごろからの声かけ、いざというときの手助けができるまち

### 例 地域住民等による福祉のまちづくりにかかる活動

外出先で困ったときに周囲の人が気軽に声をかけて手助けがあることは、だれもが出かけたいと思えるまちづくりに欠かせません。

練馬区では、障害者・高齢者・子育て世帯等が必要とする配慮や支援等を知り、行動に移せるように「相互理解のための小冊子」を発行しています。このほか、人と人、人と地域のつながりの輪を広げ、地域住民相互の支え合い（互助）による活動を促すため、区民自らが主体的に取り組む地域福祉活動に対して助成等を行っています。区民主体で福祉のまちづくりを推進していくことが大切です。



### 例 緊急時の手助け

「外出しにくい」状態にある人とその家族にとって、災害など緊急事態が起きたときにどのように安全を確保できるかは、外出時の不安のひとつです。いざというときに、必要な情報を入手することが難しい人や、独力で安全確保が難しい人などへの周囲の配慮や支援について、地域のなかで一緒に考えていくことが大切です。

## コラム まち歩きと健康づくり

○目的地まで移動し、用事を済ますだけが外出ではなく、例えば、元気高齢者の介護予防や健康づくり、散歩を目的とした外出もあります。こうした人たちにとっても快適な歩行空間を考えていくことも大切です。

